

平成 29 年 7 月 14 日
 高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員
西おおいずみ翔裕館 西大泉 1-23-7	株式会社関東サンガ	平成 29 年 8 月 1 日	10 名
みちなかの里 南大泉店 南大泉 1-48-1	株式会社維新ネット	平成 29 年 8 月 1 日	18 名

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員
練馬の丘キングス・ガーデン デイサービス 練馬 2-27-7	社会福祉法人 キングス・ガーデン東京	平成 29 年 8 月 1 日	12 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
リハビリデイサービス ステップーとなー東伏見 西東京市富士町 4-31-19	株式会社 オダナガ商事	平成 29 年 1 月 1 日	1 名
アトリエ・ガラパゴス デイサービス 中央区東日本橋 3-2-4	株式会社アトリエ ・ガラパゴス	平成 29 年 3 月 1 日	1 名

